

東京大学医科学研究所教職員給与規則

平成16年4月1日制定

東大医科研規則第4号

改正 平成18年 3月30日

平成19年 3月26日

平成20年 3月25日

平成21年 3月26日

平成21年12月17日

平成22年 3月25日

平成22年12月16日

平成23年 3月28日

平成24年 3月29日

平成24年 7月26日

平成25年 3月28日

平成26年 3月27日

平成26年 7月24日

平成26年12月18日

平成27年 3月26日

平成28年 2月24日

平成28年 3月23日

平成28年12月15日

平成29年 3月22日

平成29年 9月28日

平成30年 2月22日

平成30年 3月20日

平成30年12月20日

平成31年 3月22日

令和 元年 9月26日

令和 2年 1月30日

令和 2年 3月26日

令和 2年 4月30日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京大学医科学研究所教職員就業規則（平成16年医科研規則第1号。以下「就業規則」という。）第26条の規定に基づき、教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 教職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給 与 の 種 類	給 与 の 計 算 期 間	給 与 支 給 日
(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 役職手当 初任給調整手当 扶養手当 教育研究連携手当 住居手当 単身赴任手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）
航空手当 死体処理手当 放射線取扱手当 異常圧力内作業手当 夜間看護等手当 極地・超高地観測手当 超過勤務手当 休日出勤手当 夜勤手当 宿・日直手当 緊急手術等手当 特殊防疫等作業手当 入試手当 学位論文審査手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）
期末手当 勤勉手当 期末特別手当		夏季及び冬季の別に定める日
通勤手当		別に定める支給単位期間に係る最初の月の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）

2 前項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用する場合の給与の種類、計算期間及び支給日は、別に定める。

(給与の支払)

第3条 教職員の給与は、通貨で直接教職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 前項の給与は、原則として、教職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(日割計算等)

第4条 新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 教職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。
- 3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から東京大学医科学研究所教職員勤務時間、休暇等規則（平成16年医科研規則第2号。以下「勤務時間等規則」という。）第9条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、役職手当、初任給調整手当及び教育研究連携手当の支給について準用する。

(給与の即時払)

第5条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

- (1) 退職し、又は解雇されたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。

(非常時払)

第6条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。
- (3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。
- (4) その他特に必要と認めるとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 教職員の給与を減額する場合の勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する教育研究連携手当の月額、役職手当及び初任給調整手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

- 2 第36条から第38条までに規定する手当を支給する場合における勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する教育研究連携手当の月額、役職手当及び初任給調整手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第36条から第38条までに規定する手当を支給する場合における勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、航空手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、極地・超高地観測手当又は特殊防疫等作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を前項の規定による額に加算した額とする。

（端数計算）

第8条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（端数の処理）

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

（俸給）

第10条 俸給は、俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給する。

2 俸給表に定める最高の号俸を超えて決定する場合の号俸並びに俸給月額については、別に定める。

（俸給表の種類）

第11条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般職俸給表

イ 一般職俸給表（一）

ロ 一般職俸給表（二）

(2) 教育職俸給表

イ 教育職俸給表（一）

(3) 医療職俸給表

イ 医療職俸給表（一）

ロ 医療職俸給表（二）

(4) 指定職俸給表

2 前項に掲げる俸給表は別に定める。

（新たに採用する者の俸給決定）

第12条 新たに採用する者の俸給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

（降格）

第14条 就業規則第12条の規定により、下位の級に降格させることができる。

（俸給表の適用を異にする異動の場合の俸給の決定）

第15条 教職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、俸給を決定する。

(昇給)

第16条 教職員の昇給は、昇給の時期前1年間における勤務成績に応じて、行うことができる。

(降号)

第16条の2 教職員の降号は、勤務成績に応じて、行うことができる。

(昇給の時期)

第17条 第16条の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

第3章 給与の特例等

(休職者等の給与)

第18条 就業規則第14条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）のうち、教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合によるものであるときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 教職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、俸給の調整額、扶養手当、教育研究連携手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 教職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、初めに休職した日から引き続いた期間又は同一疾病によるものが断続的に行われた期間（一の休職から復職した後6月以内に再び休職となる期間に限る。）を合算した期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80以内を支給することができる。

4 教職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の60以内を支給することができる。

5 教職員が就業規則第14条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。

6 教職員が東京大学医科学研究所教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程（平成16年医科研規則第14号）第2条の規定による研修出向を命じられたときは、その出向の期間中、俸給等の100分の70以内を、同規程第3条の規定による研修出向を命じられたときは、その出向の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。

7 休職にされた教職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

8 教職員が東京大学医科学研究所教職員休業規則（平成26年3月27日制定。以下「休業規則」という。）の規定による休業をしたときは、その休業の期間中、給与を支給しない。

9 前項の規定にかかわらず、休業規則第13条による部分介護休業をしたときの給与の取扱いについては、次条第1項によるものとする。

10 役員会が別に定める人事制度に基づき、職務に専念する割合を定めた教職員に対する第10条の規定の適用は、同条の俸給に当該職務に専念する割合を乗じて得た額とする。

（給与の減額）

第19条 教職員が勤務しない場合は、第7条1項に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。ただし、その給与の計算期間のすべてを勤務しない場合には、その期間の俸給、俸給の調整額、これらに対する教育研究連携手当の月額及び初任給調整手当の月額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第47条の規定により勤務しない期間、勤務時間等規則第12条の規定により勤務しない時間、同規則第17条に規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇は、減額の対象としない。

ただし、同規則第22条第5項から第7項までの規定により90日を超えて特定病気休暇を承認された日、若しくは試用期間中の教職員が90日を超えて病気休暇を承認された日、又は就業規則第47条の規定する就業禁止の措置により、当該措置の開始の日から起算して90日を超えて勤務しない日につき、俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる。（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。）

第4章 諸手当

（俸給の調整額）

第20条 俸給の月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

2 前項の規定により俸給の調整を行う職その他必要な事項は、別途指定する。

（管理職手当）

第21条 管理職手当は、別に定める管理又は監督の地位にある職を占める教職員に支給する。

2 管理職手当には、勤務が深夜（午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。）に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

（役職手当）

第21条の2 役職手当は、別に定める大学運営等に係る重要度の高い業務を処理するために置かれる職を占める教職員に支給する。

（初任給調整手当）

第22条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認めた職に新たに採用された教職員（教育職俸給表（一）の適用を受ける教職員であって、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、採用の日から35年以内の期間初任給調整手当を支給する。

2 在職する教職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった教職員で医師免許

証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

(扶養手当)

第23条 扶養手当は、扶養親族のある教職員で別途指定する者に対して支給する。

2 前項に定める扶養親族は、別途指定する者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものとする。

(教育研究連携手当)

第24条 教育研究連携手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定める地域及びこれらの当該地域に所在する勤務箇所と教育研究上一体性を有する地域に所在する勤務箇所で、別途指定する地域に在勤する教職員に支給する。

(住居手当)

第25条 住居手当は、別途指定する教職員に支給するものとする。

(通勤手当)

第26条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員のうち、前項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする教職員、その他これらの者との均衡上必要があると認めた教職員については、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより支給する。

(単身赴任手当)

第27条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他これら教職員との均衡上必要があると認めた教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配

偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

(航空手当)

第28条 航空手当は、教職員が航空機に搭乗し、別途指定する業務に従事した場合に支給する。

(死体処理手当)

第29条 死体処理手当は、別途指定する作業に従事した場合に支給する。

(放射線取扱手当)

第30条 放射線取扱手当は、診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命ぜられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合に支給する。

(異常圧力内作業手当)

第31条 異常圧力内作業手当は、別途指定する作業に従事した場合に支給する。

(夜間看護等手当)

第32条 夜間看護等手当は、別途指定する業務に従事した場合に支給する。

(極地・超高地観測手当)

第33条 極地・超高地観測手当は、教職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。ただし、当該業務が国と共同して行われる場合であって、国から教職員に対して極地・超高地観測手当に相当する金額が支給されるときは、この限りでない。

(1) 南緯55度以南の区域における南極地域観測に関する業務

(2) 大学院理学系研究科附属天文学教育研究センターに附置されるアタカマ観測所における観測に関する業務

(特地勤務手当)

第34条 削除

(特地勤務手当に準ずる手当)

第35条 削除

(超過勤務手当)

第36条 勤務時間等規則第6条の規定により所定の勤務日(次条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた教職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間(以下「時間外勤務時間」という。)に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150)の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、一の月の初日から末日までの間に時間外勤務時間及び勤務時間等規則第9条に規定する日(以下「休日」という。)に勤務した時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた時間外勤務時間に対しては、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定は第21条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。

(休日出勤手当)

第37条 勤務時間等規則第6条の規定により休日（同規則第10条の規定により代休となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた教職員には、勤務した全時間（同規則第10条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は除く。）に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の160）を休日出勤手当として支給する。ただし、一の月の初日から末日までの間に休日に勤務した全時間及び時間外勤務時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた休日に勤務した全時間に対しては、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175）の割合を乗じて得た額を休日出勤手当として支給する。

2 勤務時間等規則第13条及び第14条の規定を適用される教職員の所定の勤務時間が、同規則第9条第3号から第5号に当たる日に割り振られ、かつ勤務した場合には、所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して、前項に規定する休日出勤手当を支給する。ただし、当該休日に相当する休日の日数を他の日に割り振っている場合は除く。

3 前2項の規定は第21条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。

（夜勤手当）

第38条 勤務時間等規則第13条及び第14条の規定を適用される教職員のうち、同規則第6条の規定により所定の勤務時間が深夜に割り振られた教職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する（前条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる場合を除く）。ただし、第21条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

（宿・日直手当）

第39条 宿・日直手当は、教職員が勤務時間等規則第11条の規定により別途指定する当直勤務を命じられた場合に支給する。

2 前項の勤務は、前3条の勤務には含まれないものとする。

（緊急手術等手当）

第39条の2 緊急手術等手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 教授、准教授、講師又は助教が、休日又は休日以外の日の午後5時から午前9時までの間において開始した緊急に行う手術その他の診療業務（以下「緊急手術等」という。）に従事した場合

(2) 医療職俸給表（一）の適用を受ける教職員が、休日又は休日以外の日の午後5時から午前9時までの間において、緊急手術等に伴い別に定める業務に従事した場合

（特殊防疫等作業手当）

第39条の3 特殊防疫等作業手当は、当分の間、別途指定する作業に従事した場合に支給する。

（期末手当）

第40条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第42条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項に該当して解雇され、又は死亡した教職員についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある教職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

(勤勉手当)

第41条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項に該当して解雇され、又は死亡した教職員についても同様とする。

2 前条第2項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

(期末特別手当)

第42条 期末特別手当は、基準日にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける教職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項に該当して解雇され、又は死亡した教職員で指定職俸給表の適用を受けていた者についても同様とする。

2 第40条第2項の規定は、期末特別手当の支給に準用する。

(入試手当)

第43条 入試手当は、大学法人が行う入学者選抜試験に係る業務の特殊性を考慮し、別途定める業務に従事した場合に支給する。

2 前項の入試手当は、次のいずれかに該当する場合には支給しない。

(1) 前項に掲げる業務が、所定の勤務時間以外の時間に命じられた場合に超過勤務手当の支給対象となる場合

(2) 前項に掲げる業務に対し、休日出勤手当が支給される場合

(学位論文審査手当)

第44条 学位論文審査手当は、東京大学学位規則第7条に規定する審査委員会における論文の審査等の業務(同規則第4条第1項に係る論文の審査等に限る。)に従事した場合に支給する。

(指定職俸給表適用教職員についての適用除外)

第45条 第20条、第23条、第25条、第28条から第33条、第36条から第38条、第40条及び第41条の規定は、指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。

(諸手当の支給額等)

第46条 第20条、第22条から第33条まで及び第39条から第44条までの規定により支給する手当の額その他必要な事項は、別途定めるものとする。

第5章 規則の実施

(実施に関し必要な事項)

第47条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(採用時の俸給決定基準を異にする異動の場合の俸給の決定)

2 当分の間、教職員を俸給表の適用を異にすることなく採用時の俸給決定基準の異なる他の

職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、俸給を決定する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条中の通勤手当に係る改正については、別に定める日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(平成18年4月1日における俸給の切替)
- 2 施行日の前日から在職する教職員の俸給の切替については、別に定める。ただし、施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる教職員には、平成26年3月31日までの間、同日において受けていた俸給月額を俸給として支給する。
(東京大学医科学研究所教職員給与規則の特例を定める規則の廃止)
- 3 東京大学医科学研究所教職員給与規則の特例を定める規則(平成17年医科研規則第28号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。
(55歳に達した教職員に対する俸給月額)

2 平成30年3月31日までの間、教職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号俸が職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下「特定教職員」という。）に対する俸給の額は、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、当該特定教職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、その額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあっては、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額とする。

俸給表	職務の級
一般職俸給表（一）	6級
教育職俸給表（一）	5級
医療職俸給表（一）	6級
医療職俸給表（二）	6級

（55歳に達した教職員に対する管理職手当）

3 平成30年3月31日までの間、特定教職員に対する管理職手当は、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、その月額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に関する読替え）

4 平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に対する前2項の規定の適用については、これらの規定中「当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第16条の規定により昇給した教職員（別に定める教職員を除く。）その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年4月1日における俸給の切替)
- 2 東京大学医科学研究所教職員給与規則の一部を改正する規則(平成18年3月30日制定) 附則第2項ただし書の規定による俸給月額を受ける教職員の施行日における俸給月額は、施行日の前日に受けていた俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)とする。

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学医科学研究所給与規則(平成16年4月1日東大医科研規則第4号)第11条第1項第2号ロに定める年俸制教育職俸給表の適用を受ける者については、当該雇用が継続する間、従前の規定により給与を支給することができる。
- 3 この規則の施行日にこの規則の施行の日前に付された任期の末日以前である者に対する前項の規定の適用については、当該任期が満了するまでの間、同項中「支給することができる」とあるのは「支給するものとする」とする。
(平成26年4月1日における号俸の調整)
- 4 平成26年4月1日において45歳に満たない教職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日(以下「調整対象昇給日」という。)において第16条の規定により昇給した教職員(別に定める教職員を除く。)その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(平成26年4月1日において38歳に満たない教職員のうち、調整対象昇給日に3回昇給した教職員にあつては3号俸(2回昇給した教職員にあつては2号俸、1回昇給した教職員にあつては1号俸)、38歳以上40歳未満の教職員のうち、調整対象昇給日に2回以上昇給した教職員にあつては2号俸(1回昇給した教職員にあつては1号俸)及び40歳以上45歳未満の教職員のうち、調整対象昇給日に1回以上昇給した教職員にあつては1号俸)上位の号俸(この項の規定に相当する号俸の調整を既に受けている教職員にあつては、当該号俸の調整を考慮した別に定める号俸)とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日に在職する教職員（東京大学医科学研究所教職員出向規程（平成16年4月1日東大医科研規則第13号）第2条第2項に規定する転籍出向中の者を含む。）には、別に定める額の特例一時金を支給する。
- 3 前項に規定する特例一時金の支給日は、平成27年2月17日とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員（施行日以降に第14条又は第16条の2の規定の適用を受けた者を除く。）で、その者の受ける俸給月額が施行日の前日において受けていた俸給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、施行日の前日において受けていた俸給月額（東京大学医科学研究所教職員給与規則の一部を改正する規則（平成22年12月16日制定）附則第2項に規定する特定教職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、当該俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日に在職（東京大学医科学研究所教職員出向規程（平成16年4月1日東大医科研規則第13号）第2条第2項に規定する転籍出向を命じられている場合を含む。）する別に定める教職員には、別に定めるところにより特例一時金を支給する。
- 3 前項に規定する特例一時金の支給日は、平成28年4月15日とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日に在職（東京大学医科学研究所教職員出向規程（平成16年4月1日東大医科研規則第13号）第2条第2項に規定する転籍出向を命じられている場合を含む。）する別に定める教職員には、別に定めるところにより特例一時金を支給する。
- 3 前項に規定する特例一時金の支給日は、平成29年2月17日とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行し、改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第46条（第43条に係る部分に限る。）の規定は、平成30年4月1日以後本学へ入学する者に対する入学者選抜試験に係る業務に従事した者に適用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年3月1日から施行する。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において第16条の規定により昇給した教職員（別に定める教職員を除く。）その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際にこの規則による改正前の東京大学医科学研究所教職員給与規則第25条の規定の適用を受け住居手当の支給を受ける教職員で、この規則の施行により受ける住居手当の額が施行日の前日において受けていた額から2,000円を超えて減額される場合は、令和3年3月31日までの間、減額される額は、2,000円とする。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行し、令和2年1月27日から適用する。

東京大学医科学研究所教職員給与規則（平成16年医科研規則第4号。以下「規則」という。）第11条第2項の規定による俸給表及び第46条の規定による手当の額その他必要な事項に関して、令和2年5月1日以降、次のとおりとする。

（俸給表）

第11条関係

規則第11条第2項による俸給表は、次のとおりとする。

1 第11条関係 一般職俸給表

イ 一般職俸給表（一）

（令和2年2月1日～）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	

35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				

82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								

□ 一般職俸給表（二）

（令和2年2月1日～）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600

44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
70	213,300	253,100	282,500	311,300	
71	213,600	253,500	283,300	311,800	
72	214,000	253,900	284,000	312,300	
73	214,200	254,100	284,800	312,600	
74	214,600	254,500	285,500	313,100	
75	215,100	255,000	286,300	313,600	
76	215,700	255,500	287,100	314,000	
77	215,900	255,800	287,700	314,200	
78	216,600	256,200	288,200	314,500	
79	217,100	256,700	288,700	314,800	
80	217,600	257,200	289,100	315,100	
81	218,300	257,500	289,500	315,400	
82	218,600	257,800	289,900	315,700	
83	219,200	258,100	290,400	316,000	
84	219,900	258,400	290,900	316,300	
85	220,500	258,600	291,300	316,500	
86	220,900	258,800	291,900	316,900	
87	221,300	259,100	292,500	317,200	
88	222,000	259,400	293,100	317,400	
89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	

91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	
93	224,300	260,700	295,200	318,700	
94	224,700	261,100	295,700	319,000	
95	225,100	261,400	296,200	319,300	
96	225,400	261,700	296,700	319,500	
97	225,700	261,900	297,000	319,700	
98	226,200	262,200	297,400	320,000	
99	226,700	262,400	297,900	320,300	
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200		
103	228,700	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

2 第11条関係 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

(令和2年2月1日～)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	173,500	216,400	277,100	324,300	406,000	534,400
2	175,600	218,700	280,100	327,200	408,300	537,400
3	177,600	220,900	282,900	330,300	410,700	540,500
4	179,600	223,100	285,700	333,300	413,200	543,600
5	181,500	225,200	288,500	336,500	415,300	546,600
6	184,000	227,300	291,000	339,100	417,800	549,000
7	186,500	229,500	293,200	341,700	420,000	551,500
8	189,000	231,600	295,600	344,400	422,500	553,900
9	191,600	233,900	298,200	347,400	424,200	556,200
10	194,400	236,300	300,700	350,300	426,700	558,000
11	197,100	238,700	303,100	353,400	429,000	559,900
12	199,800	241,100	305,700	356,700	431,300	561,800
13	202,300	243,200	308,000	359,500	432,700	563,500
14	204,200	245,600	310,000	361,400	434,900	564,900
15	206,000	248,000	312,100	363,600	437,100	566,200
16	208,000	250,400	313,800	366,100	439,400	567,400
17	210,000	252,400	316,000	368,300	441,500	568,700
18	211,700	255,500	318,100	370,500	443,900	569,500
19	213,500	258,600	320,100	372,600	446,200	570,200
20	215,200	261,700	322,100	374,500	448,600	570,900
21	217,100	264,600	324,100	376,500	450,700	571,700
22	219,000	267,600	326,500	378,400	453,000	
23	220,900	270,500	329,100	380,400	455,400	
24	222,800	273,400	331,900	382,100	457,700	
25	224,600	276,200	333,900	383,500	459,700	
26	226,700	278,800	335,900	385,300	461,900	
27	228,800	281,300	338,000	387,100	464,000	
28	230,900	284,000	340,400	389,000	466,200	
29	232,700	286,800	342,800	390,900	468,300	
30	234,900	289,200	344,900	392,600	470,600	
31	237,200	291,400	346,800	394,300	472,800	
32	239,500	293,800	348,600	396,000	474,900	
33	241,700	296,000	350,600	397,600	476,800	
34	243,500	298,200	352,700	399,400	478,900	
35	245,200	300,700	354,800	400,900	481,200	
36	246,900	302,900	356,800	402,700	483,400	
37	248,600	305,400	358,400	403,800	485,500	
38	250,200	307,000	360,400	405,400	487,500	
39	251,700	308,700	362,500	406,900	489,400	
40	253,400	310,400	364,400	408,400	491,300	
41	255,200	312,300	366,300	409,300	493,300	
42	256,900	312,800	368,200	410,900	495,200	

43	258,300	313,700	370,000	412,400	496,900	
44	259,900	314,600	371,800	414,000	498,800	
45	260,800	315,500	373,600	415,300	500,700	
46	262,300	316,500	375,400	416,900	502,500	
47	263,900	317,300	376,900	418,300	504,300	
48	265,200	318,300	378,700	419,900	506,200	
49	266,700	319,200	380,200	421,300	507,900	
50	267,400	320,100	381,800	422,600	509,600	
51	268,100	320,900	383,400	423,900	511,400	
52	269,000	321,700	385,100	425,200	513,300	
53	269,800	322,900	386,200	425,900	514,900	
54	270,500	323,700	387,700	426,900	516,500	
55	271,300	324,500	389,100	427,800	518,200	
56	272,100	325,300	390,700	428,700	519,800	
57	272,700	326,000	392,000	429,600	521,400	
58	273,800	327,100	393,400	430,500	522,700	
59	274,700	328,200	394,700	431,400	524,000	
60	275,700	329,200	396,200	432,300	525,200	
61	276,800	330,200	397,500	433,200	526,400	
62	277,700	331,200	398,900	434,100	527,400	
63	278,500	332,300	400,400	435,100	528,400	
64	279,300	333,400	401,900	436,200	529,400	
65	280,300	334,100	402,900	437,100	530,000	
66	281,000	335,200	404,000	438,100	530,900	
67	282,000	335,900	405,000	439,100	531,800	
68	282,900	337,000	406,100	440,000	532,700	
69	283,700	337,600	407,100	441,000	533,600	
70	284,800	338,700	408,000	442,000	534,400	
71	285,800	339,600	408,800	442,900	535,100	
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600	
73	287,800	341,000	410,400	444,900	536,300	
74	288,900	342,000	411,300	445,800	536,800	
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600	
76	291,000	344,000	412,900	447,700	538,200	
77	291,500	345,000	413,600	448,500	538,700	
78	292,500	346,000	414,100	449,000	539,300	
79	293,400	346,900	414,500	449,700	539,900	
80	294,300	347,800	414,900	450,300	540,500	
81	295,200	348,800	415,200	451,100	541,100	
82	296,100	349,800	415,600	451,800		
83	297,000	350,800	415,900	452,100		
84	297,800	351,800	416,300	452,700		
85	298,100	352,400	416,600	453,100		
86	298,900	353,000	417,000	453,500		
87	299,700	353,600	417,400	453,900		
88	300,600	354,200	417,800	454,200		
89	301,500	354,800	418,100	454,500		

90	302,100	355,200	418,500	454,800		
91	302,800	355,600	418,900	455,300		
92	303,400	356,100	419,200	455,600		
93	304,000	356,600	419,500	455,900		
94	304,700	357,000	419,900	456,200		
95	305,400	357,500	420,200	456,500		
96	306,100	358,000	420,500	456,800		
97	306,300	358,600	420,800	457,100		
98	306,800	359,100	421,200	457,600		
99	307,300	359,500	421,500	457,900		
100	307,800	360,000	421,800	458,200		
101	308,100	360,400	422,100	458,500		
102	308,500	360,900	422,500			
103	308,800	361,200	422,800			
104	309,400	361,700	423,100			
105	309,800	362,200	423,400			
106	310,200	362,600	423,800			
107	310,500	363,100	424,100			
108	310,900	363,600	424,400			
109	311,100	364,000	424,700			
110	311,500	364,500	425,000			
111	311,900	365,000	425,300			
112	312,300	365,400	425,600			
113	312,600	365,800	425,900			
114	313,000	366,200	426,200			
115	313,300	366,700	426,500			
116	313,600	367,100	426,800			
117	313,900	367,500	427,000			
118	314,300	367,900				
119	314,700	368,400				
120	315,100	368,800				
121	315,300	369,100				
122	315,500	369,500				
123	315,800	370,000				
124	316,100	370,300				
125	316,400	370,700				
126	316,600	371,200				
127	316,900	371,700				
128	317,300	372,100				
129	317,600	372,500				
130	317,900	373,000				
131	318,300	373,500				
132	318,500	374,000				
133	318,700	374,500				
134	319,000	375,000				
135	319,300	375,500				
136	319,500	376,000				

137	319,800	376,500				
138	320,000	377,000				
139	320,300	377,500				
140	320,600	378,000				
141	320,900	378,500				
142	321,300					
143	321,700					
144	322,100					
145	322,300					
146	322,700					
147	323,000					
148	323,400					
149	323,600					
150	324,000					
151	324,300					
152	324,700					
153	324,900					
154	325,300					
155	325,700					
156	326,100					
157	326,300					

3 第11条関係 医療職俸給表

イ 医療職俸給表（一）

（令和2年2月1日～）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	

43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800		
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100		
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400		
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700		
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000		
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300		
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700		
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900		
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200		
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500		
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900			
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600			
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200			
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700			
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200			
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800			
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400			
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700			
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200			
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600			
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000			
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400			
86		289,500	325,400	346,300				
87		289,700	325,600	346,600				
88		289,900	326,000	346,900				
89		290,300	326,400	347,300				

90		290,500	326,800	347,600				
91		290,700	327,200	348,000				
92		290,900	327,600	348,300				
93		291,300	327,900	348,700				
94		291,500	328,100	349,000				
95		291,700	328,500	349,300				
96		292,000	328,800	349,600				
97		292,400	329,000	349,900				
98		292,700	329,300	350,300				
99		292,900	329,600	350,700				
100		293,200	329,900	351,100				
101		293,500	330,100	351,600				
102		293,700	330,400	352,000				
103		293,900	330,800	352,400				
104		294,200	331,000	352,800				
105		294,500	331,200	353,300				
106			331,400					
107			331,800					
108			332,000					
109			332,200					
110			332,600					
111			333,000					
112			333,400					
113			333,600					

□ 医療職俸給表（二）

（令和2年2月1日～）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100

18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	

65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			

112	293,200	324,100	356,700	375,300			
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				
115	294,100	325,300	358,200				
116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						

159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						

4 第11条関係 指定職俸給表

(平成28年3月1日～)

号俸	俸給月額
	円
1	516,000
2	574,000
3	634,000
4	706,000
5	761,000
6	818,000
7	895,000
8	965,000
9	1,035,000
10	1,107,000
11	1,175,000
12	1,199,000

(俸給の調整額)

第46条(第20条)関係

- 1 規則第20条第1項の俸給の調整を行う職は、第1表の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
- 2 俸給の調整額の月額は、当該教職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて第2表に掲げる調整基本額にその者に係る第1表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き在職する教職員のうち、その者が受けることとなる調整基本額(この項において「新調整基本額」という。)が同日に適用されていた調整基本額又は同日において俸給の調整額を受ける教職員であったものとした場合に適用されることとなる調整基本額に達しないこととなるものに係る調整基本額は、その差額に第3表の年度欄に掲げる年度の区分に応じ同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額に新調整基本額を加えて得た額とする。

第1表

勤務箇所	教 職 員	調整数
1 大学院の研究科及び学府等	(1) 講師以上の教員のうち、大学院に置かれる研究科(学府等のこれに準ずるものを含むものとし、以下「大学院研究科等」という。)において、講義、演習、実習又は実験の指導を担当する者、又は主任として学生に対する研究指導を担当する者	2
	(2) 大学院研究科等に在学する学生の指導に従事する助教	1
2 医科学研究所(附属病院を除く)	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
	(2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	
3 医科学研究所附属実験動物研究施設	危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4 医学部附属病院及び医科学研究所附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師	2
	(3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	
	(4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	
	(5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者	
	(6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	
	(7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	

	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に勤務する看護師長（(2)に掲げる者を除く。）並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師	1
	(9) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	
	(10) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員	

備考 平成19年4月1日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する助手が、施行日以後、職務の実態として大学院研究科等に在学する学生の指導に従事することが認められる場合は、上記の規定に係わらず、経過措置として調整数「1」を支給することができる。

第2表

イ 一般職俸給表（一）

（令和2年2月1日～）

職務の級	調整基本額
1 級	6,600 円。ただし、1号俸 6,574 円
2 級	8,500 円
3 級	9,600 円
4 級	10,200 円
5 級	10,600 円
6 級	11,200 円
7 級	12,100 円
8 級	12,700 円
9 級	14,300 円
10 級	15,900 円

ロ 一般職俸給表（二）

（令和2年2月1日～）

職務の級	調整基本額
1 級	6,000 円。ただし、1号俸 5,953 円、2号俸 5,994 円
2 級	7,400 円
3 級	8,500 円
4 級	8,700 円
5 級	9,600 円

ハ 教育職俸給表（一）

（令和2年2月1日～）

職務の級	調整基本額
1 級	9,000 円。ただし、1号俸 7,807 円、2号俸 7,902 円、3号俸 7,992 円、4号俸 8,082 円、5号俸 8,167 円、6号俸 8,280 円、7号俸 8,392 円、8号俸 8,505 円、9号俸 8,622 円、10号俸 8,748 円、11号俸 8,869 円、12号俸 8,991 円
2 級	10,500 円。ただし、1号俸 9,738 円、2号俸 9,841 円、3号俸 9,940 円、4号俸 10,039 円、5号俸 10,134 円、6号俸 10,228 円、7号俸 10,327 円、8号俸 10,422 円
3 級	11,900 円
4 級	12,700 円
5 級	15,000 円
6 級	16,300 円

ニ 削除

ホ 削除

へ 医療職俸給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,200 円
2 級	8,000 円
3 級	9,100 円
4 級	9,700 円
5 級	10,500 円
6 級	11,300 円
7 級	12,200 円
8 級	13,800 円

ト 医療職俸給表（二）

（令和2年2月1日～）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100 円。ただし、1号俸7,438円、2号俸7,501円、3号俸7,569円、4号俸7,632円、5号俸7,695円、6号俸7,762円、7号俸7,830円、8号俸7,897円、9号俸7,951円、10号俸8,028円
2 級	9,400 円。ただし、1号俸8,658円、2号俸8,752円、3号俸8,847円、4号俸8,937円、5号俸9,031円、6号俸9,135円、7号俸9,238円、8号俸9,337円
3 級	9,700 円
4 級	10,000 円
5 級	10,400 円
6 級	11,600 円
7 級	12,500 円

第3表

年 度	割 合
平成18年度	100分の100
平成19年度	100分の75
平成20年度	100分の50
平成21年度	100分の25

（初任給調整手当）

第46条（第22条）関係

- 1 初任給調整手当の月額、採用の日又は規則第22条第2項に規定する教職員となった日以後の期間の区分に応じて下表の手当の額欄に定める額とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は規則第22条第2項に規定する教職員となった日までの期間が4年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年）を超えることとなる教職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の教職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は規則第22条第2項に規定する教職員となった日から

その超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 2 初任給調整手当を支給されている教職員が東京大学医科学研究所教職員就業規則（平成16年医科研規則第1号。以下「就業規則」という。）第14条の規定に該当して休職にされた場合及び東京大学医科学研究所教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程（平成16年医科研規則第14号。以下「研究従事等の研修出向規程」という。）第2条又は第3条の規程により研修出向を命じられた場合における当該教職員に対する下表の適用については、当該休職及び研修出向の期間（規則第18条第1項、第5項及び第6項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 3 規則第22条第1項又は第2項に規定する教職員となった者のうち、これらの教職員となった日前にこの規則第22条による初任給調整手当及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に規定する初任給調整手当を支給されていたことのある者で第2項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（平成31年1月1日～）

期間の区分	手当の額
1年未満	50,800円
1年以上 2年未満	50,800円
2年以上 3年未満	50,800円
3年以上 4年未満	50,800円
4年以上 5年未満	50,800円
5年以上 6年未満	50,800円
6年以上 7年未満	49,000円
7年以上 8年未満	47,200円
8年以上 9年未満	45,400円
9年以上 10年未満	43,600円
10年以上 11年未満	41,800円
11年以上 12年未満	40,000円
12年以上 13年未満	38,200円
13年以上 14年未満	36,400円
14年以上 15年未満	35,000円
15年以上 16年未満	33,600円
16年以上 17年未満	32,200円
17年以上 18年未満	30,800円
18年以上 19年未満	29,400円
19年以上 20年未満	28,000円
20年以上 21年未満	26,600円
21年以上 22年未満	26,000円
22年以上 23年未満	25,400円
23年以上 24年未満	24,400円
24年以上 25年未満	23,800円
25年以上 26年未満	23,200円
26年以上 27年未満	22,600円
27年以上 28年未満	22,000円
28年以上 29年未満	21,200円

29 年以上 30 年未満	20,900 円
30 年以上 31 年未満	20,500 円
31 年以上 32 年未満	19,900 円
32 年以上 33 年未満	19,000 円
33 年以上 34 年未満	18,100 円
34 年以上 35 年未満	17,400 円

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

(扶養手当)

第46条(第23条)関係

- 1 規則第23条第1項及び第2項の別途指定する者は、第1表の教職員欄及び対象者欄に掲げる者とし、手当の月額は、教職員及び対象者の区分に応じて同表の手当額欄に定める額の合計額とする。
- 2 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、第2表に定める額に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第1表

(平成29年4月1日～)

教職員	対象者	手当額
全教職員	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	10,000 円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき8,000円(教職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち1人については10,000円)
	満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、重度心身障害者	1人につき6,500円(教職員に配偶者並びに扶養親族となる子及び孫が不在の場合にあってはそのうち1人については9,000円)

(平成30年4月1日～)

教職員	対象者	手当額
全教職員	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	6,500 円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき10,000 円
	満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、重度心身障害者	1人につき6,500 円

(平成31年4月1日～)

教職員	対象者	手当額
職務の級が一般職俸給表(一)8級以上、教	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある	3,500 円

育職俸給表（一） 5級以上又は医療職俸給表（一） 8級である教職員	者を含む。）	
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき 10,000 円
	満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、重度心身障害者	1人につき 3,500 円
その他教職員	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	6,500 円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき 10,000 円
	満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、重度心身障害者	1人につき 6,500 円

備考 令和2年4月1日以後、職務の級が一般職俸給表（一）9級以上又は教育職俸給表（一）6級である教職員に対しては、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫に係る扶養手当のみを支給するものとする。

第2表

加 算 額
5,000 円

（教育研究連携手当）

第46条（第24条）関係

- 1 規則第24条第1項の別途指定する地域は、下表の支給地域欄に掲げる地域とする。
- 2 教育研究連携手当の月額、俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額の合計額に、支給地域に応じて下表の支給割合欄に定める割合を乗じて得た額とする。

（平成28年4月1日～）

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区、三鷹市、西東京市	100分の19.5
北海道	北見市、富良野市	100分の19.5
岩手県	遠野市、上閉伊郡大槌町	100分の19.5
茨城県	つくば市、笠間市、常陸大宮市、那珂郡東海村	100分の19.5
栃木県	日光市	100分の19.5
千葉県	千葉市、柏市、鴨川市、君津市	100分の19.5
埼玉県	和光市、戸田市、秩父市	100分の19.5
神奈川県	三浦市	100分の19.5
山梨県	北杜市、南巨摩郡南部町、南都留郡山中湖村	100分の19.5
長野県	長野市、松本市、小諸市、南佐久郡小海町、北佐久郡軽井沢町、木曾郡木曾町	100分の19.5
岐阜県	飛騨市、高山市	100分の19.5

静岡県	浜松市、沼津市、賀茂郡南伊豆町、浜名郡新居町	100分の19.5
愛知県	瀬戸市、犬山市	100分の19.5
兵庫県	神戸市、佐用郡佐用町	100分の19.5
和歌山県	和歌山市	100分の19.5
広島県	広島市	100分の19.5
宮崎県	えびの市	100分の19.5
鹿児島県	大島郡瀬戸内町	100分の19.5

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成19年4月1日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

(住居手当)

第46条(第25条)関係

規則第25条の別途指定する教職員は、下表の教職員の区分欄に掲げる教職員とし、手当の月額は、教職員の区分に応じて同表の手当額欄に定める額(第1号又は第2号に掲げる教職員のうち第3号に掲げる教職員でもあるものについては、第1号又は第2号に定める額及び第3号に定める額の合計額)とする。

教 職 員 の 区 分	手 当 額	
第1号 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(本学、他の法人等及び国より貸与された宿舎等に居住する教職員を除く。)	次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額	
	イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
	ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
第2号 第27条の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅(本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舎を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めたもの	第1号の教職員の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)	

(通勤手当)

第46条(第26条)関係

- 1 通勤手当の額は、第1表の対象教職員の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。
- 2 通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される教職員について、次の各号に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間に応じて別に定める額を返納させるものとする。

- 一 離職し、若しくは死亡した場合又は通勤手当の支給を受けない教職員となった場合
 - 二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
 - 三 教職員が月の中途において就業規則第14条第1項第1号から5号まで（ただし、第4号を除く。）の規定により休職にされ、研究従事等の研修出向規程第2条又は第3条の規定により研修出向を命じられ、東京大学医科学研究所教職員休業規則（平成26年3月27日制定）第2条の規定により育児休業をし、又は就業規則第39条第4号の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が二以上の月にわたることとなる場合
 - 四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 3 規則第26条第1項の教職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は支給しない。

第1表

対象教職員	手当額
一 第26条第1項第1号に掲げる者	支給単位期間につき通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
二 第26条第1項第2号に掲げる者	第2表に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ同表に定める額
三 第26条第1項第3号に掲げる者	前2号に定める額の合計額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が2キロメートル未満のものである場合は、第1号又は前号により算出した額のいずれか高い額

四 第26条第2項に掲げる者	第1項の規定にかかわらず、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額
----------------	--

第2表

教 職 員 の 区 分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員	7,100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員	10,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員	12,900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員	15,800円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員	18,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員	21,600円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員	24,400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員	26,200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である教職員	31,600円

（単身赴任手当）

第46条（第27条）関係

単身赴任手当の月額額は、第1表に掲げる額（教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて第2表に定める額を加算した額）とする。

第1表（平成28年4月1日～）

単身赴任手当の月額
30,000円

第2表（平成28年4月1日～）

交 通 距 離	加 算 額
100km以上 300km未満	8,000円

300 km以上	500 km未満	16,000 円
500 km以上	700 km未満	24,000 円
700 km以上	900 km未満	32,000 円
900 km以上	1,100 km未満	40,000 円
1,100 km以上	1,300 km未満	46,000 円
1,300 km以上	1,500 km未満	52,000 円
1,500 km以上	2,000 km未満	58,000 円
2,000 km以上	2,500 km未満	64,000 円
2,500 km以上		70,000 円

(航空手当)

第46条(第28条)関係

- 1 規則第28条の別途指定する業務は、次に掲げる業務とする。
 - 一 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査
- 2 航空手当の額は、搭乗した時間1時間につき、教職員の職務の級に応じて第1表の手当額欄に定める額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、気密装置を有しない航空機によって高度5,000メートル以上の高空を30分以上飛行して行う業務に従事した時間がある場合の前項の手当の額は、同項に定める手当額に、当該業務に従事した日1日につき同項に定める額の100分の30に相当する額を加算した額とする。
- 4 第1項の業務のために、船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した日がある場合におけるその日の属する月の航空手当の総額は、前2項の規定により得られる額にその搭乗した日1日につき第2表に定める額を加算した額とする。

第1表

職 務 の 級	手当額
一般職俸給表(一)2級以上の級及び教育職俸給表(一)2級以上の級	1,900 円
一般職俸給表(一)1級及び教育職俸給表(一)1級	1,200 円

第2表

加 算 額
870 円 (日没時から日出時までの間において船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した場合にあっては、1,300 円)

(死体処理手当)

第46条(第29条)関係

規則第29条の別途指定する作業は、下表の作業の区分欄に掲げる作業とし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号の作業及び第2号の作業に従事した場合にあっては、第2号の作業に係る手当を支給しない。

作 業 の 区 分	手 当 額
教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員が従事する、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業	1,000 円

(放射線取扱手当)

第46条(第30条)関係

放射線取扱手当の額は、作業に従事した日1日につき、下表に定める額とする。

手 当 額
230 円

(異常圧力内作業手当)

第46条(第31条)関係

- 1 規則第31条の別途指定する作業は、次に掲げる作業とする。
 - 一 教職員が高気圧治療室内において高圧の下で従事する診療
- 2 異常圧力内作業手当の額は、作業に従事した時間1時間につき、次表に掲げる気圧の区分に応じて同表の手当欄に定める額とする。

第1表

気圧の区分	手当額
0.2メガパスカルまで	210円
0.3メガパスカルまで	560円
0.3メガパスカルを超えるとき	1,000円

(夜間看護等手当)

第46条(第32条)関係

- 1 規則第32条の別途指定する業務は、次に掲げる業務とする。
 - 一 助産師、看護師又は准看護師が従事する、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務
 - 二 医療職俸給表の適用を受ける教職員が、所定の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し特別な事情の下で従事する救急医療等の業務
- 2 夜間看護等手当の額は、その勤務1回につき、当該各号に定める額とする。
 - 一 前項第1号の業務 第1表に掲げる勤務の区分に応じて同表の手当額欄に定める額
 - 二 前項第2号の業務 第2表に定める額
- 3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により勤務するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び規則第26条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける教職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項第1号の業務に係る手当額については、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に、第3表に掲げる教職員の区分に応じて同表の手当額欄に定める額を加算した額とする。

第1表

勤務の区分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務(「午後4時00分～午前9時00分」勤務の者に限る)	8,800円
勤務時間が深夜の全部を含む勤務(「午後4時00分～午前9時00分」勤務の者を除く)	7,300円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	3,550円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,100円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,150円

第2表

手当額
1,620円

第3表

教職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の教職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員	1,140円

(極地・超高地観測手当)

第46条(第33条)関係

極地・超高地観測手当の額は、次の各号に掲げる業務に従事した日1日につき、教職員の職務の級に応じて当該各号の表の手当額欄に定める額とする。

(1) 規則第33条第1号の業務

職務の級	手当額
一般職俸給表(一)7級以上の級 教育職俸給表(一)5級以上の級	4,100円
一般職俸給表(一)6級、5級及び4級 教育職俸給表(一)4級及び3級	3,100円
一般職俸給表(一)3級 教育職俸給表(一)2級	2,400円
一般職俸給表(一)1級及び2級 教育職俸給表(一)1級	2,000円

備考 越冬して行う業務に従事した場合にあっては、手当額にその100分の30に相当する額を加算する。

(2) 規則第33条第2号の業務

職務の級	手当額	手当額	
		業務に従事した日が引き続いて以下の日数を超えた場合	
		30日	60日
一般職俸給表(一)7級以上の級 教育職俸給表(一)5級以上の級	2,900円	4,600円	6,400円
一般職俸給表(一)6級、5級 教育職俸給表(一)4級	1,200円	2,900円	4,600円
一般職俸給表(一)4級 教育職俸給表(一)3級		1,200円	2,500円
一般職俸給表(一)3級、2級及び1級 教育職俸給表(一)2級及び1級			1,200円

備考 東京大学医科学研究所教職員給与規則の一部を改正する規則(平成24年12月20日制定)附則第2項の適用を受ける者が当該業務を行った場合は、教育職俸給表(一)2級にかかる手当額を支給する。

(特地勤務手当)

第46条(第34条)関係 (削除)

(特地勤務手当に準ずる手当)

第46条(第35条)関係 (削除)

(宿・日直手当)

第46条(第39条)関係

1 規則第39条の別途指定する当直勤務は、次に掲げる当直勤務とする。

- 一 施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び施設内の監視を目的とする当直勤務
- 二 動物の飼育、植物の栽培等を行う施設における動物又は植物の管理等のための当直勤務
- 三 附属病院での回診業務、その他緊急時対応業務等のための当直勤務

2 宿・日直手当の額は、当直勤務1回につき、当直勤務の区分に応じて下表の手当額欄に定める額とする。

当直勤務の区分	手当額
第1項第1号の当直勤務	6,100円
第1項第2号の当直勤務	6,100円
第1項第3号の当直勤務	21,000円

3 前項の規定にかかわらず、当直勤務に従事することの予定されている区分に応じた教職員に対して支払われている給与（規則第36条から規則第38条までに規定する手当の基礎となる給与に限る。）の1人1日平均額の3分の1の額が手当額を上回る場合は、当該額とする。

（緊急手術等手当）

第46条（第39条の2）関係

1 規則第39条の2第1号の業務にかかる緊急手術等手当の額は、下表に掲げる業務の区分に応じ同表の定める手当額欄に定める額とする。

業務の区分	手当額
3時間以上の手術又は処置	業務1回当たり30,000円
3時間未満の手術又は処置	業務1回当たり15,000円

備考 1 該当する業務については、緊急外来又は入院患者の急変に伴うものに限る。

2 処置については、診療報酬点数1,000点以上のものに限る。

2 規則第39条の2第2号の業務にかかる緊急手術等手当の額は、勤務1回につき、下表に定める額とする。

手当額
8,000円

（特殊防疫等作業手当）

第46条（第39条の3）関係

1 規則第39条の3の別途指定する作業は、別に定める場所において新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの（以下「新型コロナ感染症」という。）をいう。以下同じ。）にかかる次に掲げる作業とする。

- 一 新型コロナ感染症の患者又は感染を強く疑う者に接して行う作業
- 二 新型コロナ感染症の患者又は感染を強く疑う者が使用した物件の処理作業
- 三 その他必要と認められる作業

2 特殊防疫等作業手当の額は、前項第1号から第3号までに定める作業に従事した日1日につき下表の手当額欄に定める額とし、特に新型コロナ感染症の患者若しくは感染を強く疑う者の身体に接触して又は長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずると認められる作業に従事した場合には、日1日に同表の加算額欄に定める額を加算した額とする。

手当額	加算額
3,000円	1,000円

（入試手当）

第46条（第43条）関係

規則第43条第1項の別途定める業務は、第1表又は第2表の業務の区分欄に掲げる業務とし、手当の額は、業務の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。

第1表

大学入試センター試験、本学第2次学力試験等に係る業務の区分及び手当額

業務の区分		手 当 額
(1) 出題委員		1科目当たり 140,000円
(2) 採点委員		1日当たり 15,000円
(3) 総監督又は総監督補佐		1日当たり 15,000円
(4) 試験監督者	大学入試センター試験に係るもの	1日当たり 11,000円
	本学第2次学力試験に係るもの	1日当たり 11,000円 半日当たり 5,500円
(5) 面接担当者		1日当たり 11,000円 半日当たり 5,500円
(6) 書類審査担当者		1試験当たり 8,000円
(7) 分封委員		1回当たり 4,000円
(8) 入試実施委員会 外国学校卒業学生等特別選考専門委員会 国際化推進学部入試専門委員会	委員長又は副委員長	年度当たり 110,000円
	委員	年度当たり 70,000円
(9) 入試教科委員会	委員長又は副委員長	年度当たり 90,000円
	委員(責任者会議の構成員である者に限る。)	年度当たり 60,000円
(10) 入試監理委員会	委員長又は副委員長	年度当たり 20,000円
	委員	年度当たり 10,000円
(11) その他の委員会	委員長又は副委員長	年度当たり 20,000円
	委員	年度当たり 10,000円

備考 1 本表は、大学入試センター試験、本学第2次学力試験、推薦入試、外国学校卒業学生特別選考又は学部英語コース特別選考に係る業務に従事した教職員に適用する。

2 表中、その他の委員会とは、(8)から(10)に掲げる委員会に該当しない委員会のうち、前項に掲げる入学者選抜試験に係るものをいう。

3 (8)に掲げる各委員会に係る手当額には、次のイ及びロの区分に応じ、当該区分に定める業務(当該委員会が所掌する入学者選抜試験に係るものに限る。)の手当額を含むものとする。

イ 入試実施委員会 試験監督者及び分封委員

ロ イ以外の委員会 総監督又は総監督補佐、試験監督者、面接担当者及び書類審査担当者

第2表

大学院入試等に係る業務の区分及び手当額

業務の区分	手 当 額
(1)出題者	1試験当たり 10,000円
(2)採点者	1試験当たり 3,000円
(3)試験監督者	1試験当たり 3,000円
(4)分封責任者	1試験当たり 3,000円
(5)入試委員長又は副委員長	1試験当たり 30,000円
(6)入試委員	1試験当たり 15,000円
(7)論文審査委員	1試験当たり 3,000円

(8)口述委員	1 試験当たり	3, 0 0 0 円
---------	---------	------------

備考 本表は、大学院入試、再入学試験、編入学試験、転入学試験及び学士入学試験に係る業務に従事した教職員に適用する。

(学位論文審査手当)

第46条(第44条)関係

学位論文審査手当の額は、審査件数1件につき、下表に定める額とする。

手当額
7, 0 0 0 円